

東海村重層的支援体制整備事業実施計画

1. 重層的支援体制整備事業の概要

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者がそれらの課題に対する相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その対象者は、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった属性を問わないすべての住民です。また、これらの 3 つの支援を円滑に実施するために、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として追加しました。

また、これまでは相談支援や地域づくりなどの分野ごとに交付されていた国や県からの補助が、「重層的支援体制整備事業交付金」として一括して交付され、一体的に執行することができるようになりました。

2. 計画の位置づけ

本事業の実施にあたり、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることが規定されており（法第 106 条の 5）、実施計画はその規定に基づき策定するものですが、本村においては、地域福祉を推進するための計画である「第 5 次東海村地域福祉計画」（令和 8 年～12 年）の中に位置付けることで、地域住民を含む関係機関等とともに目的を共有し、事業の進め方について継続的に検討しながら実施していきます。

第 5 次東海村地域福祉計画では、「解かり合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ」を基本理念とし、基本目標 2 において「誰もがつながる地域をつくろう」を掲げ、施策の方向性として、「多様化する地域課題に向き合うため、支援体制を整え、必要な人に適切な支援が届くようにします」と定めており、重層的支援体制整備事業を位置付けています。

さらに、東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画などの健康・福祉分野の行政計画や、東海村社会福祉協議会が策定する第 5 次東海村地域福祉活動計画との整合性も図った内容となっています。

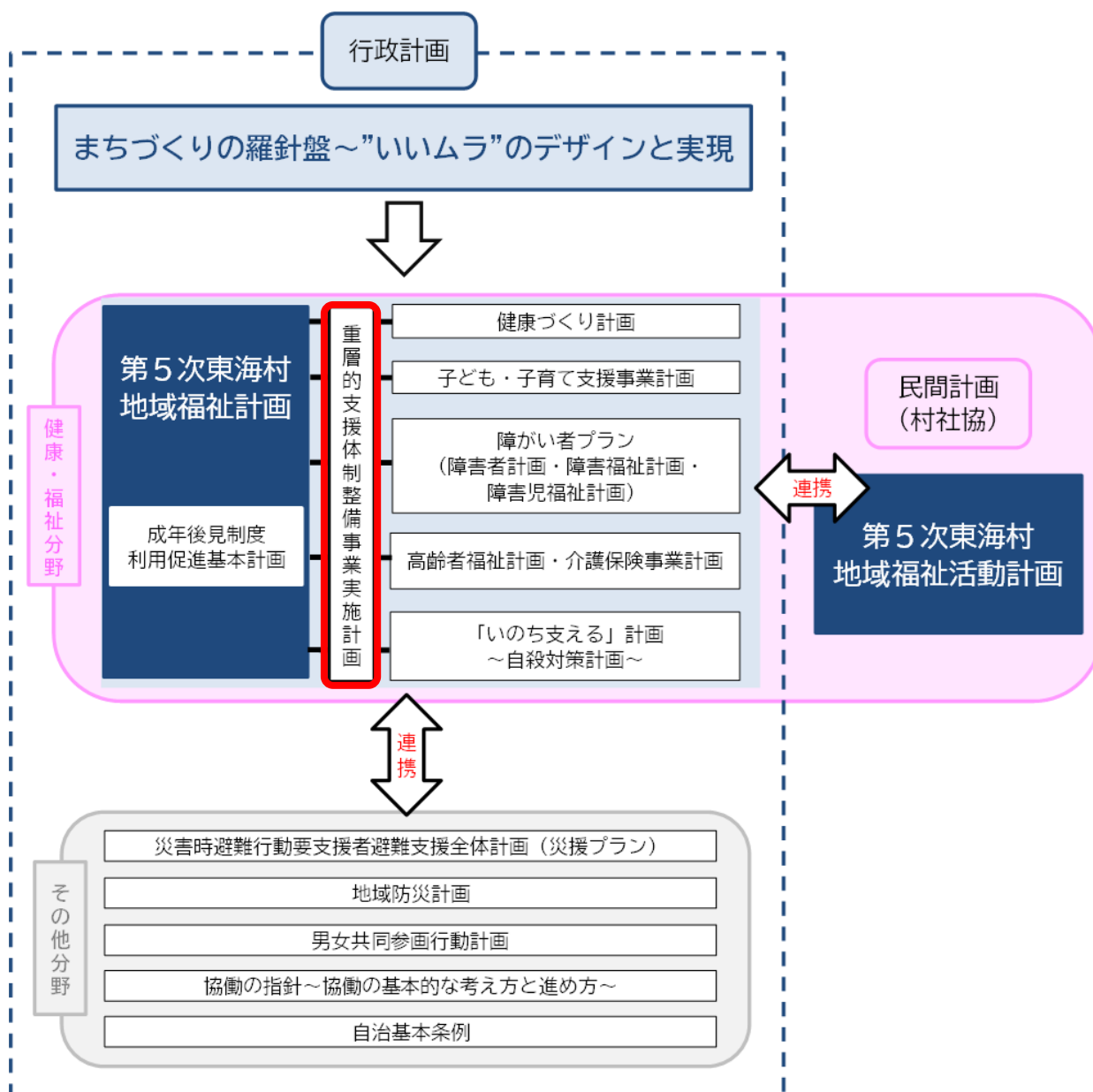
第 5 次東海村地域福祉計画（スーパーゴール）

基本理念 解かり合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ

基本目標 2 誰もがつながる地域をつくろう

施策の方向性 多様化する生活課題に向き合うため、支援体制を整え、必要な人に適切な支援が届くようにします

【重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ】



「第5次東海村地域福祉計画」より抜粋

3. 計画の評価

＜評価の基本方針＞

本実施計画は、第5次東海村地域福祉計画の進行管理と同様に、年度ごとに点検・評価を行います。進行管理の手法は、PDCAサイクルにより、主要な関係者で構成される重層的支援体制推進ワーキング委員会において定期的な点検評価を実施します。

なお、包括的支援体制の整備・推進においては、単なる事業実施の有無ではなく、「どのような変化を生み出したか」を重視した評価が重要であるため、村ではロジックモデルを基盤として、関係機関が共通の目的・役割を共有しながら、継続的な学習サイクルを組織内に根付かせることも評価の目的とします。

＜評価の枠組み＞

① ロジックモデルの活用による体系的評価

村では、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の整備による評価において、独自に作成したロジックモデルを活用します。ロジックモデルを関係者全体で共有し活用することで、取組みの進捗確認、課題の抽出や振り返りといった事業全体の評価を実施します。

ロジックモデルでは共通目標やアウトカムを明確にし、必要に応じて定性・定量的な指標を活用しながら、関係者全体でのビジョンの共有や、アウトカムに対する既存の取組みや効果を見える化し、共通言語として活用することで、すべての関係者にとって包括的な支援体制による取組みの自分ごと化を図ります。

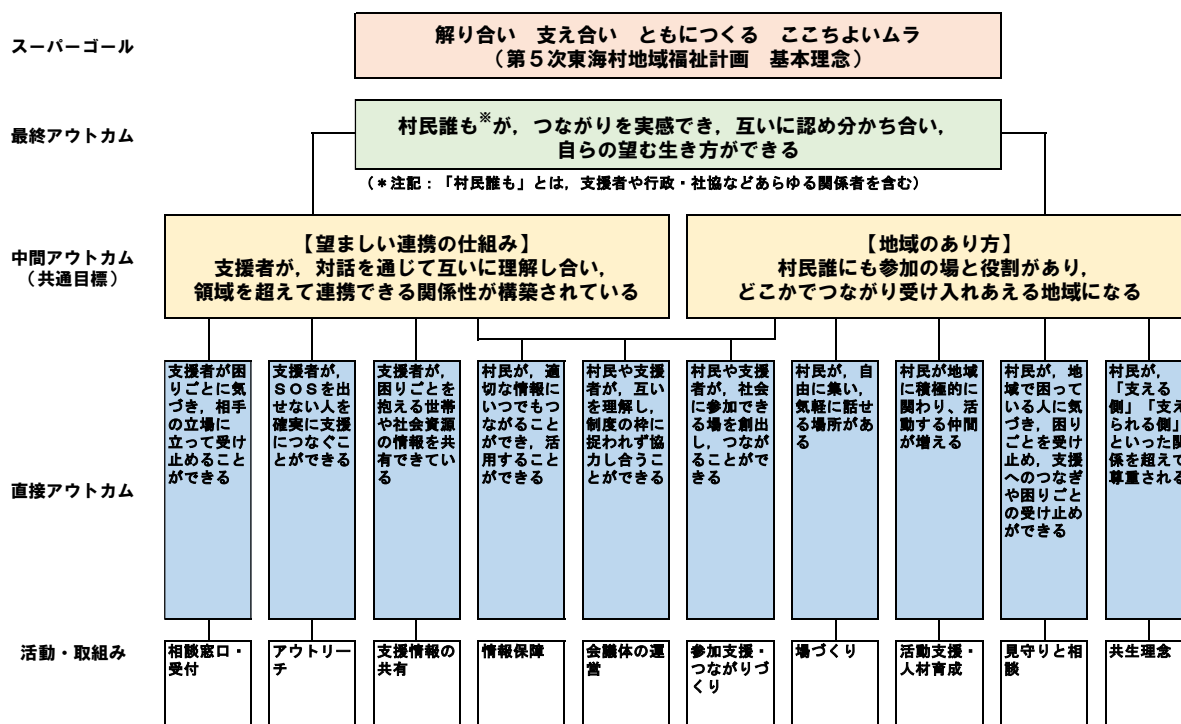
② 評価により目指すもの

評価においては、「事業を実施したか」ではなく、「どのアウトカムに寄与したか」や「どんな変化が生まれたか」を評価の中心に据え、数値指標だけでなく、エピソードやプロセスの変化など質的情報も重視して行います。これにより、関係者間における協力意識の醸成や連携の気づきを促すほか、アウトカムの達成に不足している取組などの課題を確認・協議することで事業の見直しにつなげ、よりよい支援と円滑な支援体制の構築に向けて関係者全体での評価活動を実施します。

なお、ロジックモデルや評価指標は、全体の進捗や課題等を踏まえつつ、必要に応じて重層的支援体制推進ワーキング委員会を中心として見直しや検討を行うものとしします。

※参考資料：「東海村 包括的な支援体制の整備に向けたロジックモデル」

＜ロジックモデルの全体像＞



＜評価指標の考え方＞

包括的な支援体制の構築における取組の進捗や課題を把握するため、ロジックモデルにおいて代表されるアウトカムに対する評価指標を設定します。評価活動においては、指標に基づく実績を定期的に確認し、包括的な支援体制による取組により、アウトカムに対して出来ていることや足りないことなど、全体の進捗状況や課題の把握を行い、あらたな連携や取組について検討を行うものとします。

ただし、包括的な支援体制の構築による効果測定においては、設定した指標に対する数値等の実績だけでは測ることに限界のある、「連携の質」や「意識変容」といった本質的な評価が最も重要であることから、設定する指標は、関係者全体でのコミュニケーションを通した評価活動を行うための一つのツールとして活用するものとし、指標自体についても適宜点検を行うことで、適切な価値判断を行うための追加や修正など柔軟に運用していくものとします。

【参考】評価指標イメージ（令和8年3月版：指標は協議により都度見直すことがある）

区分	直接アウトカム	指標	具体的に何を確認するか 【報告内容】	単位
望ましい連携の仕組み	支援者が、困りごとを抱える世帯や社会資源の情報を共有できている	まるっとナビアクセス数	・まるっとナビ（アクセス数）	件
		のびのび子育て帳アプリ	・のびのび子育て帳アプリ（ダウンロード数）	件
		相談支援システム入力件数	・相談支援システム（入力件数）	件
		ソーシャルサポートネットワーク協力者数（さいえんプラン）	・ソーシャルサポートネットワーク「さいえんプラン」（協力者数）	人
	村民や支援者が、互いを理解し、制度の枠に捉われず協力し合うことができる	重層のケース支援に関わった相談支援機関の数	・重層のケース支援に関わった相談支援機関の数（重層の支援ケースのプランに入っている機関の数）	機関
		包括的相談支援事業者の意識変容・連携の変化（のりしろの広がり）	※アンケート調査（相談支援機関） ・あなたの機関の連携先機関の数は？（リストに○をつける、その他） ・制度上やなければならないケース以外で、対応したケースはありますか？（事例）	機関
地域のあり方	村民や支援者が、社会に参加できる場を創出し、つながることができる	参加機会や新たなつながりの創出においてコラボや連携が実現した数／連携先の個数	・各事業において工夫によりコラボや連携が生まれた数（事業数）	事業
			・連携によって当該事業への関与が生まれた団体数（関係者数）	機関
		参加支援事業の実績（利用者数、協力企業・団体数）	・JOIN参加者数	人
			・JOIN協力企業数	機関
	村民が、自由に集い、気軽に話せる場所がある	対象者を限定せず集まることができる居場所の数	・地域づくり事業において実現した居場所の数（まるっとナビに登録された定期開催型居場所の数）	箇所
			・世代・属性を問わない居場所の数	箇所
		自宅や学校・職場以外に通える場所の数	※アンケート調査（居場所運営者） ・参加者の層（属性・年齢層）が広がりや実感があるか ・参加者リビート率	今後アンケートで実施
		居場所を通して新たな関係やコミュニケーションが生まれた数	※アンケート調査（参加者） ・居場所を通して他者との関係性が生まれたか（知り合いが増えたか）	今後アンケートで実施
	村民が、「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて尊重される	出前講座・福祉教育の実施数	・福祉に関する講座や教育の実施回数 ※学校、地域など対象者別集計 ※行政・社協・施設・企業版出前講座など実施者別集計	回
			・福祉に関する講座や教育の参加者数 ※学校、地域など対象者別集計 ※行政・社協・施設・企業版出前講座など実施者別集計	人
		支え合いや助け合いの意識変化の度合い	※アンケート調査（参加者） ・講座等に対する理解度や今後の行動変化につながり得るような意識変化があったか	今後アンケートで実施
		支え合いや助け合いの行動変化が実現した数	※アンケート調査（地域福祉計画） ・地域福祉活動（見守り、サロン、子育て支援等）で、あなたが運営側として現在参加している活動はありますか。【回答者数に占める割合】 ※アンケート調査（地域福祉計画） ・日常生活において、近所の人から何かを頼まれた場合、できそうなことはどのようなことですか。もしくは、すでに行っていることはどのようなことですか。【回答者数に占める割合】	%
				%

＜地域福祉計画推進会議との関係＞

評価活動を踏まえた実施計画の重要な方針の見直しに際しては、計画の策定・推進母体である「地域福祉計画推進会議」に必要な応じて諮り、内容を決定します。

4. 本村の取組み

本村における、重層的支援体制整備事業を実施することで目指すべき姿（アウトカム）とそのための取組みの概要は、次のとおりです。

＜包括的な支援体制の整備によって村が目指すべき姿＞

【最終アウトカム】

村民誰もが、つながりを実感でき、互いに認め分かち合い、
自らの望む生き方ができる

※「村民誰も」とは、支援者や行政・社協などあらゆる関係者を含む

【中間アウトカム（共通目標）】

【望ましい連携の仕組みの視点】

支援者が、対話を通じて互いに理解し合い、領域を超えて連携できる関係性が構築されている

【地域のあり方の視点】

村民誰にも参加の場と役割があり、どこかでつながり受け入れあえる地域になる

＜重層的支援体制整備（推進）ワーキング委員会の開催＞

重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、令和3年度に福祉部職員等で構成される「重層的支援体制整備ワーキング委員会」を設置しました。委員会では、事業概要の理解や庁内連携方法に関する検討、総合相談窓口に関する検討等を行い、村の目指すべき方向性や地域の課題等について協議を行いました。重層的支援体制整備事業開始後は、「重層的支援体制推進ワーキング委員会」として協議・検討を継続し、村の実情や課題に応じて、重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に推進していきます。

＜総合相談の実施＞

本村では、これまで福祉に関する相談は、高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野ごとに対応し、担当課のみでは対応が困難なケースについては、関連する課や社会福祉協議会へつなぐことで対応をしてきました。しかし、これまでの支援体制では、複雑化・複合化したニーズに対応しきれないケースがあったことから、住民の困りごとに対し、“断らない相談”“属性を問わない相談”体制を強化するため、令和4年4月から、福祉部に総合相談窓口の中心となる総合相談支援課を設置し、関連する課や地域関係機関、地域住民と連携を密にし、本人やその世帯に寄り添い、伴走支援を行うことで、世代や属性を超えたニーズへ対応していくこととしました。

村では、総合相談支援課のほか、従来の相談窓口においても属性を問わない相談に対して、いったん受け止め、断らない相談体制のもとで、関係機関と連携し必要な支援につなげます。

＜多機関協働事業＞

本村においては、平成28年度から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を受託し、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決するためのコーディネートに取り組んでまいりました。社会福祉法の改正により「多機関協働事業」として法定化されたことに伴い、複合的な課題を抱え、課題の解きほぐしが求められるケースについては、アセスメントを実施し、支援関係機関間の役割分担の整理や支援の方向性の整理を行うなど、ケース全体の調整機能を持つ重層的支援体制整備事業の中核的役割を担う事業です。

村では委託先と適切に役割分担を行い連携して事業を推進しますが、多機関協働事業は各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援機関の連携強化に資する事業で、村全体の支援体制のあり方に関わる中核的役割を担う事業であることから、委託先は村が策定した方針やルール等に従い、村の決定に基づき事業を実施するものとします。

具体的には、モデル事業実施時の推進体制を踏まえ、事業実施の実務部分においては委託先が主体となり、村が策定した基準に基づく事例の選定、インテーク・アセスメントシートの作成、重層的支援会議に係る事前調整・運営補助業務、支援プラン案・見直し案の作成（プラン決定は村が行う）や進捗状況の整理、支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析の補助、その他各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上や連携強化を促進するための意見交換や研修会等の実施について、村の指示の下で実施するものとします。

＜重層的支援会議・支援会議＞

重層的な支援体制には、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場の機能が求められます。「重層的支援会議」は、「多機関協働事業」において実施し、関係機関間の連携や支援プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討します。当面の間、「要保護児童対策地域協議会」の開催に合わせ、定期的開催し、必要に応じて随時開催できることとします。

「支援会議」は、社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、村が実施し、参加者に守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも支援の検討等を行うことができるものです。

＜つなぎシートの活用＞

行政職員が、住民が抱える悩みや課題を適切な関係各課へつなぐためのツールとして「つなぎシート」を作成しました。このシートを活用することにより、行政職員間での情報共有や庁内各課との連携強化に努めます。

5. 具体的な事業内容

1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理を行うものです。

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村が実施する事業及び体制
地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号まで）	【対象者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 直営及び委託 【実施期間】 北部地域包括支援センター（直営） 南部地域包括支援センター（委託） 【所管課】 総合相談支援課 【内容】 市町村が設置主体となり、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
障害者相談支援事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号）	【対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 直営 【所管課】 総合相談支援課 【内容】 障がいの種別や年齢に関わらず、様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。
利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	【対象者】 妊婦及び子どもとその保護者等 【実施方式】 直営 【実施機関】 ①基本型 ・ とうかい村松宿こども園 ②こども家庭センター型 ・ こども家庭センター（子育て支援課内） ・ こども家庭センター「はぐ♥くみ」（保健センター内） ③妊婦等包括相談支援事業型 ・ こども家庭センター「はぐ♥くみ」（保健センター内） 【所管課】 ①子育て支援課、②子育て支援課・健康増進課、③健康増進課 【内容】 母子健康手帳の交付時から教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。

福祉事務所未設置町村による相談事業 （生活困窮者自立支援法第11条第1項）	【対 象 者】 現に生活に困窮している，または将来において生活困窮になり得る人及びその家族等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【所 管 課】 総合相談支援課 【内 容】 生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ，必要な情報の提供や助言，県との連絡調整，生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨等，自立に向けて必要な支援を行います。
---	---

2）参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は，既存の各制度における社会参加事業では対応できない方に対し，新たな社会資源の開発や支援メニューのマッチングを行う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
参加支援事業 （法第106条の4第2項第2号）	【対 象 者】 住民 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【所 管 課】 地域福祉課 【内 容】 複合化・複雑化した支援ニーズを有し，様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。

3）地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は，高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ，世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに，地域における資源の開発やネットワークの構築等を行う事業です。本村が実施する具体的な事業は，次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） （介護保険法第115条の4第1項第2号）	【事 業 名】 地域支え合い活動団体支援補助金交付事業 【対 象 者】 65歳以上の高齢者等 【実施団体】 8団体 【所 管 課】 地域福祉課 【内 容】 「地域支え合い活動団体補助金」の活用を促進して地域において介護予防を実施する団体を育成し，自主的な介護予防活動が広がる仕組みづくりを進めます。

	【事業名】高齢者買い物ツアー 【対象者】65歳以上の高齢者等 【実施方式】直営 【所管課】地域福祉課 【内容】高齢者の外出や交流機会の創出を通して介護予防につなげることを目的とし、サロンの要素を加えた買い物ツアーを試行的に実施します。
生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の4第2項第5号）	【対象者】住民 【実施方式】委託 【委託先】村社会福祉協議会 【所管課】地域福祉課 【内容】複雑多様化する生活課題の共有や解決に向けて話し合う場（＝協議体）を設け、各地域の実情に応じた課題解決や社会資源を生み出す仕組みづくりを進めます。
地域活動支援センター事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号）	【事業名】地域活動支援センター事業 【対象者】障がいのある人及びその家族等 【実施方式】委託及び補助 【委託先】（特非）東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり （特非）ドリームたんぽぽ （一社）ハピネス東海 【補助先】（福）はまぎくの会 地域活動支援センターふわり （福）町にくらす会 地域活動支援センターKUINA 【所管課】総合相談支援課 【内容】障がいを抱えている方の日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。

地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	【対 象 者】 就学前の親子 【実施方式】 直営及び委託 【実 施 先】 とうかい村松宿こども園, 百塚保育所, 舟石川保育所 (長堀すこやかハウス) 村社会福祉協議会 (児童センター) チューリップ保育園 みぎわ保育園, おおぞら保育園 サンフラワーこどもの森保育園 さちのみ認定子ども園 おーくす船場こども園 【所 管 課】 子育て支援課 【内 容】 就学前の親子の育児不安の解消や保育に関する保護者同士の情報交換, 保育士による相談活動等を通して子育て支援を行います。
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱)	【対 象 者】 住民 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【所 管 課】 地域福祉課 【内 容】 地域の福祉ニーズを把握するための調査の実施や, 地域のインフォーマルな活動を行う活動拠点に関する取り組みを行います。

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は, 複合的な課題を抱えているために, 自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人等に対し, 支援関係機関等とのつながりづくりを行う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	【対 象 者】 既存の各制度における社会参加支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【所 管 課】 地域福祉課 【内 容】 既存の社会資源では対応できない個別ニーズに対応するため, 本人の抱える課題を把握し, 地域の社会資源等とのマッチングを行うほか, 支援メニューの作成等を行います。

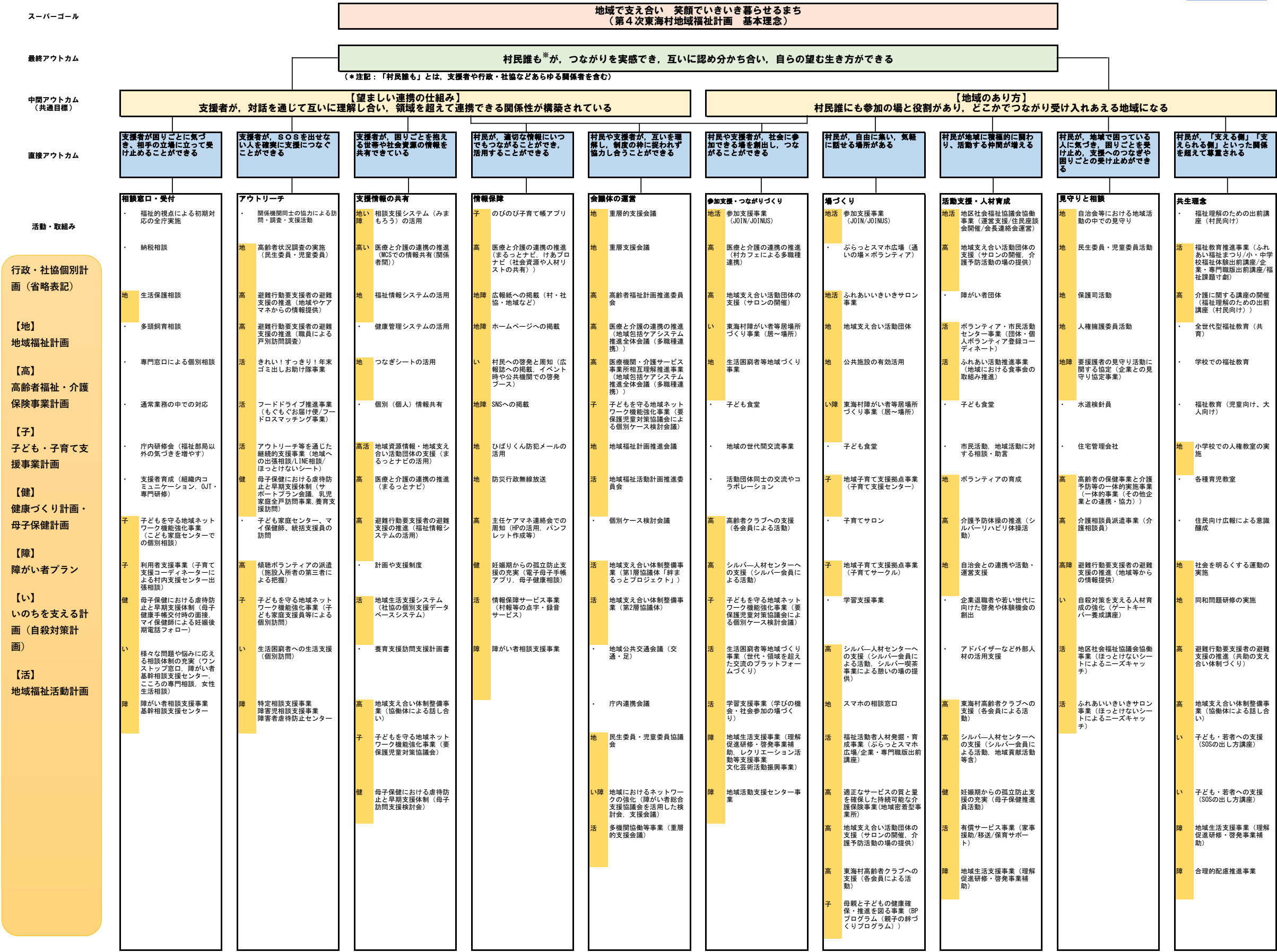
5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化したニーズを有し、課題の解きほぐしが必要なケースに対し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理など、全体の調整機能を担う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
多機関協働事業 （法第106条の4第2項第5号）	【対 象 者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えるために、自ら支援を求めることができない人（※） 【実施方式】直営及び委託 【委 託 先】村社会福祉協議会 【所 管 課】地域福祉課 【内 容】潜在的なニーズを抱える人の情報把握を行い、関係性の構築を図ります。相談支援包括化推進員を中心に複合課題の解きほぐしを行い、関係機関や地域の連携による包括的な支援につなげます。ケース検討は、村が策定した事例の判断基準や会議ルールに基づき、委託先と連携して開催する重層的支援会議において、関係者全体で支援プラン案や見直し案を協議したうえで、最終的に村が支援プランを決定します。 ※参考：対象事例選定の判断基準（①～③はすべてに該当） ①総合相談受付の相談内容に3か所以上チェックがある（ひきこもり・不登校の場合は1か所でも可） ②複合課題チェックシートに3か所以上チェックがある ③単一の支援機関では対応が困難である ④その他課題解決のために当該事業による支援プランの検討が必要であると村が認めるもの

東海村 包括的な支援体制の整備に向けたロジックモデル（R7.3.19確定版）

参考資料



[illegible]

東海村 包括的な支援体制の整備に向けたロジックモデル 【指標・調査計画】 【R8.3版】

区分	直接アウトカム	指標	評価基準		調査計画（測定方法）			
			判断方法	判断基準 （目標値等）	誰から	いつ	どこで	具体的に何を尋ねるか
望ましい連携の仕組み	支援者が、困りごとを抱える世帯や社会資源の情報を共有できている	まるとナビアクセス数	前回比較	前回結果	保険課	年度末	システム集計	
		のびのび子育て帳アプリ	前回比較	前回結果	子育て支援課	年度末	システム集計	
		相談支援システム入力件数	前回比較	前回結果	総合相談支援課、社会福祉協議会	年度末	システム集計	
		ソーシャルサポートネットワーク協力者数（さいえんプラン）	前回比較	前回結果	地域福祉課、総合相談支援課、社会福祉協議会	年度末	各課データ集計	
	村民や支援者が、互いを理解し、制度の枠に捉われず協力し合えることができる	重層のケース支援に関わった相談支援機関の数	前回比較	前回結果	社会福祉協議会	年度末	重層的支援会議	
		包括的相談支援事業者の意識変容	前回比較	前回結果	包括的相談支援事業者	年度末	アンケート調査	
地域のあり方	村民や支援者が、社会に参加できる場を創出し、つながることができる	参加機会や新たなつながりの創出においてコラボや連携が実現した数／連携先の個数	前回比較	前回結果	各機関	年度末	—	・各事業において工夫によりコラボや連携が生まれた数（事業数） ・連携によって当該事業への関与が生まれた団体数（関係者数）
		参加支援事業の実績（利用者数、協力企業・団体数）	目標値比較	目標値	参加支援事業者（社会福祉協議会）	年度末	—	・JOIN参加者数 ・JOIN協力企業数 ・JOINUS参加者数
	村民が、自由に集い、気軽に話せる場所がある	対象者を限定せず集まることができる居場所の数	目標値比較	目標値	各機関、社会福祉協議会	年度末	—	・地域づくり事業において実現した居場所の数
		自宅や学校・職場以外に通える場所の数	前回比較	前回結果	居場所にきた人	年1回/各会場	各会場でのアンケート	・その人にとって居心地が良い居場所があるか
		居場所を通して新たな関係やコミュニケーションが生まれた数	前回比較	前回結果	居場所にきた人	年1回/各会場	各会場でのアンケート	・居場所を通じた他者との関係性が生まれたか
	村民が、「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて尊重される	出前講座・福祉教育の実施数	目標値比較	目標値	各機関、地域福祉課	年度末	—	・福祉に関する講座や教育の実施回数と参加者数
		支え合いや助け合いの意識変化の度合い	前回比較	前回結果	出前講座や福祉教育の参加者	講座等終了時点	各会場でのアンケート	・講座等に対する理解度や今後の行動変化につながり得るような意識変化があったか
		支え合いや助け合いの行動変化が実現した数	前回比較	前回結果	出前講座や福祉教育の参加者	講座等終了時点	各会場でのアンケート	・自分にできる役割において支援者の立場として他人のために行動したことがあるか